

**○上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程学校教育専攻学
校教育深化コース芸能深化領域（音楽分野）における特定の
課題の内容等に係る申合せ**

（平成28年7月20日学長裁定）

最終改正 平成31年3月22日

（趣旨）

- 1 大学院学校教育研究科修士課程学校教育専攻学校教育深化コース芸能深化領域（音楽分野）（以下「学校教育深化コース（音楽分野）」という。）に係る上越教育大学学位論文等取扱細則（平成16年細則第19号）第3条及び第7条に規定する特定の課題の内容及び審査基準については、この申合せによるものとする。

（修士論文の代替）

- 2 学校教育深化コース（音楽分野）においては、演奏又は作品制作を学位論文に代えることができる。ただし、いずれの場合においても、当該演奏又は作品に係る報告書の提出を義務付けるものとする。

（演奏）

- 3 演奏については、修士の学位を授与される者としての技量を確認するため、修了年度の学位論文提出期限までに公開リサイタルにおける30分程度の器楽又は声楽による発表を課すものとする。

（作曲）

- 4 作曲については、修士の学位を授与される者としての熟達度を確認するため、修了年度の学位論文提出期限までに30分を超える規模の器楽作品又は声楽作品を完成し提出することを課すものとする。

（審査）

- 5 審査は、学校教育深化コース（音楽分野）所属教員の中から選出された主査1人、副査2人で構成する特定の課題審査委員会が行い、合否を判定する。

（記録・保管）

- 6 記録・保管は、演奏（公開リサイタル）については一般的な設備で再生が可能な映像音声記録方式による媒体（BD-R、DVD-Rなどをいう。）に、作曲については長期保存に耐える紙媒体にそれぞれ記録し、学校教育深化コース（音楽分野）において保管する。

附 記（平成28年7月20日）

この申合せは、平成28年7月20日から実施する。

附 記（平成31年3月22日）

- 1 この申合せは、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この申合せによる改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程学校教育専攻学校教育深化コース芸能深化領域（音楽分野）における特定の課題の内容等に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。